

## 会 議 録

会議の名称	第13回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	平成26年11月27日(木) 午後7時33分～8時53分	
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室	
出席者	五園連	東海林一基 委員(くりのみ保育園) 本多由美子 委員(くりのみ保育園) 宮田 優子 委員(けやき保育園) 岡崎 英 委員(けやき保育園) 八下田友恵 委員(小金井保育園) 寺地 理奈 委員(小金井保育園) 市川 朋子 委員(さくら保育園) 小泉 未紀 委員(さくら保育園) 片桐 由輝 委員(わかたけ保育園) 三橋 誠 委員(わかたけ保育園)
	市	川村 久恵 委員(子ども家庭部長) 鈴木 遵矢 委員(保育課長) 諏訪 知恵 委員(保育課長補佐兼保育係長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 海野 仁子 委員(けやき保育園園長) 福澤 永子 委員(小金井保育園園長) 福野 敬子 委員(さくら保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長)
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	12人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1)第12回会議録の確認について (2)保育業務の総合的な見直しについて (3)平成26年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等について (4)当面の課題について (5)次回日程の確認	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
会議結果	1 開会 2 議事 (1)第12回会議録の確認について 会議録の確認を行い、公開することとした。	

	<p>(2)保育業務の総合的な見直しについて 平成26年11月18日付けで保育業務の総合的な見直しに伴う拡大事務折衝の確認事項を職員団体との間で締結したことを報告し、質疑を行った。</p> <p>(3)平成26年度 小金井市公立保育園父母の会意見・要望等について 資料配布にとどめ、次回、説明・質疑を行うこととした。</p> <p>(4)当面の課題について 職員募集配置状況の報告がなされ、終了した。</p> <p>(5)次回日程の確認 平成26年12月25日(木)19時30分から開催することとした。</p>
提出資料	<p>1 平成26年度小金井市公立保育園父母の会からの意見・要望等について(資料54)</p> <p>2 職員の募集配置状況(資料55)</p> <p>3 保育業務の総合的な見直しに伴う拡大事務折衝の確認事項(資料56)</p> <p>※ 前回配布資料(資料53)の差替えあり</p>
その他	なし

## 第13回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

平成26年11月27日

### 開 会

○川村委員長　それでは、ただいまから第13回小金井市公立保育園運営協議会の会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に従って進行いたします。

初めに、議事の(1)第12回会議録の確認についてを議題といたします。

第12回の会議録につきましては、お配りした内容で徹底することにご異議ございませんか。大丈夫ですか。

それでは、ご異議がございませんので、第12回会議録につきましては、お配りした内容で決定いたしました。

次に、議事の(2)保育業務の総合的な見直しについてを議題といたします。

保育課長のほうから説明をお願いいたします。

○鈴木委員　保育課長です。

保育業務の総合的な見直しに関連しまして、今回動きがございました部分についてご報告をさせていただきたいと思います。

保育業務の総合的な見直しにつきましては、第1回の公立保育園運営協議会に資料1として提出しているところです。平成25年7月8日に職員団体に提案し、これまで継続して協議を行ってきたところですが、引き続き協議を行っていく必要があることから、協議期間を平成29年3月末まで延長することとし、平成26年11月18日付で保育業務の総合的な見直しに伴う拡大事務折衝の確認事項を職員団体との間で締結いたしました。

スケジュール変更の理由といたしましては、平成27年度から開始が予定されている子ども・子育て支援新制度への対応は大きな制度変更を迎える中で円滑に移行することが大きな課題となっており、また、待機児童の解消も喫緊の課題であること、2つ目といたしましては、本市の公立保育園も老朽化が顕著であり、子どもを預かる施設として耐震診断、耐震補強を行ってきたところですが、今後計画的な施設更新を進めていく必要があることなどなどの理由により、今後は保育行政全体を大局的見地から検討することが必要であり、公立保育園のあり方を含む保育施策全体を整理することが必要である

との考えによるものです。

以上、ご説明した理由によりまして職員団体のほうと協議期間の延長の確認をとったということをご報告させていただきます。以上です。

○川村委員長 これに関しまして、何かご質疑がございますでしょうか。

○三橋委員長 ちょっともう一回、理由のところを2点、もうちょっとゆっくりと話してもらっていいですか。

○鈴木委員 じゃあ、座ったまま失礼します。

スケジュール変更の理由として、平成27年度から開始が予定されている子ども・子育て支援新制度への対応は大きな制度変更を迎える中で円滑に移行することが大きな課題となっており、また、待機児童の解消も喫緊の課題であること、それが1つ目です。2つ目としましては、本市の公立保育園も老朽化が顕著であり、子どもを預かる施設として耐震診断、耐震補強を行ってきましたが、今後計画的な施設更新を進めていく必要があること。以上の2点などというふうにお話しさせていただきました。

○三橋委員長 一応、ちょっとわかりにくいと言えども、私がしゃべるよりも、委員の方で質問等あれば。

○宮田委員 何を質問していいか、それか、逆に言うとなんを質問していいのかもわからないことはわかりますけど。

○三橋委員長 じゃあ先に、今これ、協議会を始めるに当たって、市のほうからポジションペーパーというか、立ち位置としてどういったような考え方をしているのかっていうところを資料1の総合的な見直し、として出されていると。

その中には、あくまでも案として27年4月からのスタートとしてというふうなことが出ていて、協議期間というのも一応27年3月というのが総合的な見直しの中では書いてあったということですね。ただ、その総合的な見直しには書いてあるけれども、我々のこの協議会自体はそれにとらわれずにスケジュールは引きます、協議というのはちゃんと審議を尽くして、委託が総合的な見直しの前提となっていないところを覚書に結んでいたところですよ。

だから、我々の協議会自体は、労使間の総合的な見直しの協議が今どういった期限になっただろうか、協議会自体は粛々と進めていくということだとは思いますが、もともとそのポジションペーパーというか、立ち位置として書かれていること自体、27年4月というところが、子ども・子育て新システムのこともあってそのときにやりたいた言われたけれども当然できつくないよねと、いずれは無理だよねという話が出てくる

だろうなって思われていた中で、今無理だというお話が出てきたということだというふうに個人的に思っていますけれども、それに関してきょうご報告があったというところかと思えます。

○川村委員長　それよろしいですか。

○三橋委員長　はい。

○川村委員長　昨年の11月にこの公立保育園の運営協議会を設置をいたしまして、保護者の皆様との協議を行ってまいりました。この運営協議会は公立保育園の事業運営のサービス向上に資することを目的に設置したのものでありますけれども、公立保育園における保育サービスの現状確認、また評価に関する事項、保護者が求める保育事業などに関する事項を所掌事項としているところでございます。

この間、運営協議会では施設見学、アンケート調査なども行っておりまして、積極的な議論がなされてきたというふうに認識しております。これまで保護者の皆様との協議の場が設置されていなかったという中で、市の要綱で定めましたこの運営協議会は今後とも継続して目的に沿った協議を進める上でも意義があるものであるというふうに考えているところでございます。しかしながら、この運営協議会での議論も尽くされていない状況であることから、引き続き協議を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○三橋委員長　端的に言うと、要は組合との協議については、やっぱり総合的な見直しの中で書かれたことというのは修正が入ったけれども、この運営協議会自体はこれまでと変わりませんというような整理でよろしいですかね。

○川村委員長　そうですね、はい、はい。それで、この覚書、共同委員長名で覚書を取り交わした中にも、覚書の5番ですね、この協議スケジュールについては双方で確認をして、市が一方向的に進めることのないように留意する必要があるというような、この覚書にのっとりまして今回ご報告をさせていただいたということでございます。

労使の協議というのはこの場には直接ご報告をするものではないというふうには思っておりますけれども、一定、冒頭のこの協議会の設置に際しましても市の考え方、保育業務の総合的な見直しに関してという資料も提出させていただきましてスケジュール等もお示しした中で、スケジュールの変更があったという旨をご報告をさせていただいたということでございます。

○三橋委員長　寺地さん。

○寺地委員　小金井保育園の寺地ですけれども、スケジュールを相互の確認のもとに進めるというふ

うに、今おっしゃられて、覚書の5番が。

○川村委員長　ちょっと違ったらごめんなさい、覚書の5番ですね。協議会の中で確認を行うことってなってますね。

○寺地委員　確認を行うんですね。じゃあ、もう決定されたものではないとしていいんですね。確認だから、決定されたものを確認するということですか。ここで決定はもうされていて、それをここで確認するということですか。

○川村委員長　ここで言ってることの趣旨というのは、市が勝手に総合的な見直しの結論を出すことはだめだよというような、そういうことはないようにしてくださいというふうな意味合いがあるのかなというふうに話は受け取ってますが、そもそも保育業務の総合的な見直しについてのご提案というのは、市が職員団体に提案しましたというご報告をさせていただいて進めているわけですので、この提案内容についての確認というよりも、このスケジュールの延伸についてのご確認というか、ご報告をさせていただいて、ご確認をいただきたいということです。

○寺地委員　決定されたものをここで確認するということなんですよ。

○川村委員長　そうですね、はい。確認というか、ご報告ということでさせていただければと思います。

○三橋委員長　すみません、覚書の5番で言っているのは、あくまでも協議スケジュールについては、この協議会でちゃんと確認した上でスケジュールを組んでいくということなんで、今現状であれば工程表を出していったら、工程表は特に結論の時期というのをいつということも明確に書いてないんですよ。いつまで出さなきゃいけないということは書いてないんですよ。だから、それっていうのは今後も守られる。それで、もしもそれをお尻を切って、いつまでに結論を出さなきゃいけないとか、いつまで何かしなさいというようなことをするのであれば、それはちゃんと、きちんとその中で確認をした上でやりますというような覚書ですけど。

○寺地委員　それはそれでわかったんですけど、何ていうかな、確認をするだけなんですよ、ここで。

○三橋委員長　確認をするだけ。

○寺地委員　だから、今おっしゃってたけど、決定されたものをここで確認するだけなんですよ。

○三橋委員長　いやいや、何を決定するかといったときに、要は総合的な見直しに関し、何か決定することということというのは、今、部長からお話が合ったように……。

○川村委員長　そこはいい……。

- 三橋委員長 先ほどの話の中で、要は労使の交渉の期日をどうするのかなんとかという話は当然のことだから市のほうで勝手に決定というのはありますけれど。  
何について決定のことを言ってるわけでしょうか。
- 川村委員長 この協議会の工程表というのはお示ししてありますよね。協議会で工程表を……。
- 寺地委員 何か最初に、当初の予定27年度のっていう、出てるじゃないですか、それで確認したということですよ、その当初のスケジュールにおいては。
- 三橋委員長 それは逆に確認はしたっていても案として出されているということで、確定しているものではない。
- 寺地委員 ない。じゃあ、延びることも前提として出されたスケジュールであって、今回はそれが延びましたよっていうことを、決まったことを報告されて、そこで確認しますってことなんですか。
- 三橋委員長 その延びるというのは何が延びるかといったときに、あくまでもそれは労使の協議が延びますと、総合的見直しをする労使で協議しているところがあるんですけど、それが27年3月から29年3月まで延びましたという話だけです。
- 寺地委員 そっちの話……。
- 三橋委員長 そっちの話です、はい。だから、別に我々の運営協議会自体が協議の期間が延びますとかなんとかっていう話をしてるわけじゃ全然ないんだけど、ただ、総合的見直しっていうのは、あのペーパーっていうのは市のほうが広く組合に出して、ここには出している資料で、27年3月ということが書かれているので、それに対して、その期日自体を延ばしましたということの報告をこの場でも報告してもらったということだと。
- 寺地委員 この運営協議自体は延びるということではないということ……。
- 三橋委員長 ということでは全然ないです。
- 川村委員長 引き続き工程表に沿った形の協議をしていただきたいということ。
- 三橋委員長 そもそも、ここは27年3月とか28年3月とか29年3月なんていうお尻はないですから、あくまでも任期が28年3月までというのはありますけど、それ以上のものはここでは何もありませんよ。
- 寺地委員 今その、だからスケジュールの話は、そっちの労使のほうのスケジュールのことであってというっていう感じで、こっちを……。
- 三橋委員長 そうということ、そういうこと。そうですね。
- 川村委員長 そうですね、はい。  
ほかに何かございますか。

- 三橋委員長　じゃあ、本多さん。
- 本多委員　今の時点で、この保育業務の総合的な見直しについて、この紙自体は生きてはいるんですか。
- 川村委員長　そうです、はい。
- 本多委員　その中身を詰める話のスケジュール案ですね。
- 川村委員長　そうですね、スケジュール案でお示した27年4月から運営方式の変更というようなスケジュールだったと思いますけれども、そこについては今回は特にいつから開始ということではなく、協議期間を延ばすという、そういうことでございます。
- 本多委員　この協議会も延びるということですか。変わっちゃう。
- 三橋委員長　そもそも協議会では、こういう、別に結論の期限は切ってはいないわけです。
- 川村委員長　任期はございますけれども、要綱設置の協議会ですから、これは市が設置しているものですから、ずっと続くという、委員さんの任期は一定決まりはありますけれども。
- 片桐委員　その27年の3月という提案だったのが29年の3月っていうことになったことについての書面はないんですか。
- 川村委員長　労使の覚書という……。
- 片桐委員　だから、ここにその資料1として出たように、ここの協議会には、だから報告はあったけどペーパーとして資料としても残らないで、議事録の中に残るんだから、まあそれはそれでいいのかなと思うんだけど、1枚目が27年の3月がペーパーで出て資料として残っているのに、議事録の中の会話というと何か議事録が軽いものに見えるからあれなんだけど、ちょっと言い方があれなんだけども、変わったんだったら変わったっていうものがペーパーで資料としてあって、実際その日付だけが変わったのか、何か多少、ほかに言い回しが変わっているところがあったり、考え方が変更されているところがあったりだとかっていうところのことも確認をしたいなという気はするので、何となく報告でっていう、本当に日付だけの変更なんだったら報告でもいいのかもしれないけれども、それはそれだとしても日付を変更したっていう書面なりなんなり、労使の間では何か書面の取り交わしなんかが多分あるんだろうから、そういう意味で、ここにも1回目の資料として出てるんだから、その変更自体も資料として出してもらって、書面としてこちらも確認するほうが、何かこう、継続してる感じがするかなと。
- 三橋委員長　考え方として、労使がやってることを我々が確認するというではないと思うんですね。だから、考え方としては、資料1の資料が修正されたということを確認するということだとは思いますが、労使の協議自体の中身を我々1個1個、これ、交渉がこ

うなってますね、こうなってますねというのを協議会でチェックする場ではないと思うんで、ただ一方で、片桐さんがおっしゃられることもわかって、資料1が修正されたということが口頭だけで修正されたのかというところの確認というのはしたいというのは、その意味はわかりますね。また、それ以外のところは修正されてないんだといったところが確認したいというのは、そこはわからなくはないなというところではあるんですけど。

○川村委員長　そうですね、今回の整理の仕方としては、7月8日に協議資料、こちらの運営協議会には11月ですか、お出ししたものについての修正版ということはつくっておりません。あくまでも提案についてはそのまま生きているということです。それでスケジュールについては職員団体と延伸について覚書を取り交わしたという、そういう流れなんです。ですから、こちらの運営協議会にお出しできるものはないということになりますので、口頭でご報告をさせていただいたということになります。

○三橋委員長　本来的には修正版があっただけというのか、ここで日程が変わったということであれば、資料1自体の数字が変わってるので、それを単に口頭だけでやるのかというところが、ちょっと若干あるかもしれませんが。

○川村委員長　おっしゃってる趣旨はよくわかるんですけども、何もないというのが、確認できないというのはわかるんですが、ただ、そもそもその提案書というのは労使間の取り交わしをしたものをこちらに資料としてお示ししたものですので、この協議会にその修正を出すということにはならないということなんです。ですから、その提案文書はそのままということで、全く内容については変更ない、ただスケジュールについては延伸ということの、それは労使間の協議をして覚書はありますけれども、もしその覚書をご確認をされたいということであれば、それは提出することは、これは構わないというふうに思いますが。そういうことで、もし提出したほうがよいということであれば、それは資料として追加の資料ということになりますが、きょうちょっと出せるかな。

○片桐委員　・・・入ってないですか、やっぱりこういうことは

○川村委員長　お渡しすることはできますが。

○片桐委員　どうなんですかね。

○三橋委員長　まあ、別に組合との協議の資料で、総合的な見直しについても、例えばそういう資料について、中身をきちんと、何ていうのかな、あくまでも立ち位置を示してる資料なんで、組合に出すのと同じように、我々も、どういった市が考えを持っているかということを確認するという意味では大事だとは思ってますよね。

同じように、今おっしゃられた組合との確認の合意事項の書類について、協議のスケジュール期間を変えましたということを我々が何かどうのこうの言う話では、繰り返しになりますけど、そういうわけじゃなくて、我々はあくまでも総合的な見直しの中で書いてある協議期間というのがどうなったかというところを確認したいということなんで、その資料がないということなら、それが組合との協議の資料というのがそれに代替するもので、それ自体が総合的な見直しの検討期間を延ばす確証なんですということであるんだったら、それも見っていくのも一つなのかというぐらいなスタンスだとは思いますが。

○片桐委員　そもそも総合的な見直しのことについて議論をするのに、要するに、そうするとこれは資料1を私たちが手書きで訂正しておくぐらいな内容ということになるのかな。

○三橋委員長　まあ、だから本来的には、僕はもう繰り返しになりますけど、資料1をちゃんと修正してくださいというか、協議期間なり市の立場は変わったということであれば、それを口頭で言うのではなくて……。

○片桐委員　だって市が提案したものを、そういうことと言えば、1回取り下げて日付だけが変わって同じものが出てきたというのと同じなわけでしょう、本質は。

○三橋委員長　まあ、そうですね。

○片桐委員　その資料1がずっと生きてる、いや、ずっと継続的に出てる人はそれでもいいのかもしれないけど、例えば途中で入ってくる人とか、それは全部読んだほうがいいたろうけど、読み切れるかどうかということだってあるわけだし、それはちゃんと資料として出てるってことのほうが、この範囲がきちっと継続的に進んでいるって意味合いでは、1は訂正されてますよってことを大分たってから知る人が出てくるとかということになったら、それはそれで問題じゃないかという気はするんだよ。

○三橋委員長　その意味でいったときに、組合との合意文書がどうのこうのというよりは、資料1がこういうふうには訂正されましたというような紙を、シートを文書で何か資料を出していただくということなのかなとも思いますけれどもね、考え方は。

○川村委員長　訂正、修正ではないんですよ、あくまでも協議期間が延びるということを言ってるだけでありまして、ですからこの確認事項……。

○片桐委員　でも、じゃあそうするとき、このそもそも資料1で出ている保育業務の見直しについては、27年の3月でやるって言ってることは死にですよ、期限が過ぎたら。ここで提案されてることは、もう期限過ぎちゃったわけだからできませんでした、もうこれは廃案ですよという認識でいいということですね。

○川村委員長　　ですから、それにかわる、ほかの部分の要するにスケジュール変更としての労使間の確認事項をお渡ししたほうがよろしいですね、であればね。そのほうがよろしければ…  
…。

○片桐委員　　だから、結局そういうことになるじゃないですか。これ、生きてるということを買われたら、ここの中で期限が切られてるものは廃案ということでもいいということだったら、僕は別に全然いいですよ。だから、そのところについてはもう今後提案されていただけども、期限が過ぎちゃったので議論をする必要もないという認識に立っていいんだからそれでいいですよ。だから、僕は書面でこの会議が継続してるという趣旨をちゃんと示すために資料が必要なんじゃないのかということ言ってるわけだから、手書きで修正すればいいということにはならないんじゃないかと思うんですよね。議事録に載ってるからいいでしょうということでもないと思います、期限切れちゃってるわけだから。

○川村委員長　　ただ、これについて、この運営形態の見直しについてをご議論をいただくだけではなくということも、この協議会の趣旨としてね、これは資料としてお渡ししてるということですから……。

○片桐委員　　いや、もちろんそうですよ。もちろんそうだから……。

○川村委員長　　これそのものが修正ということになりませんので、これがどなたが見てもわかるように、当初の27年4月のスケジュールが延びましたよということの明文化したものが一緒にここに近づくとしたら労使間の確認事項の覚書なのかなというふうに思いますので、これを資料としてお出しをするということでもよろしいでしょうか。よろしいですか。

○片桐委員　　そのほうが僕はいいと思いますけど。

○川村委員長　　よろしいでしょうか。それでは、お出しするということ。それで資料の番号。

○鈴木委員　　手書きでいいですか。

○三橋委員長　　うん、50幾つまでですか。55出してるんだっけ。

○川村委員長　　56。

○鈴木委員　　56ですね。

○三橋委員長　　56ですね、それで。

○川村委員長　　少々お待ちいただきたいと思いますが、ほかにもしご質問があれば。

○三橋委員長　　ほか、ありますか。

○岡崎委員　　はい、岡崎ですけど、私、質問というかご意見というか、単純な一般的な感想として、これ、お見受けすると、平成25年の7月の8日から始まっているんだとすると、2年弱の期間で、残り4カ月を残すところでもう2年延長しましたよと。2年の延長の合理性

の確認というか、その追及を僕らはするところじゃないので、それは労使で考えればい  
いだけの話なんで、27年の4月から新制度がもう移行されて、延長したからといって  
その制度が始まるのは待ってくれなく、25年度から打ち合わせしてるにもかかわらず、  
その期間にワースト1位をたたき出し、単純な感想というか話として、どこまでこの労  
使でこの2年弱話し合ってきた、2年延長してどこまでの結論は出るのかなっていうの  
が正直な事実関係だけを聞いた感想でした。以上です。

○三橋委員長 市の方で何かコメントありますか。

○川村委員長 皆さんのご意見として承りますが、ただ、その2年延伸するという理由は丁寧に協議  
を進めたいということがございます。

○岡崎委員 だから、その期限も大切だと思いますが、内容だと思うので、やっぱりそこは非常に  
期待するところなのかなと思っております。

○川村委員長 そうですね、はい。新制度に伴うこの施策というのは、消費増税10%が延びてしま  
って、やはり地方自治体、本当に財政的な負担というのがどのくらい出てくるかという  
ことが非常に大きなことと、制度がもう始まる中で、待機児童解消の施策も5カ年も本  
気で取り組んでいるところなんですね。ですので、保育にかける負担というのはかなり  
大きくなってくと今後は思っています。

○岡崎委員 来年の4月から5年間で待機児童ゼロにする、たしか。

○川村委員長 そうですね、そうです。

○岡崎委員 何というんですか、マイルストーンを出して、そのうちの2年を協議でやるっていう  
ことなんで、非常に全てにおいて同時進行だから、これ、大変ですよ。

○川村委員長 そうですね。でも、今子ども・子育て会議というのをやってまして、今年度の3月ま  
では計画ができますけれども、小金井も待機児童ゼロを目指して施策を今頑張ってる  
ところですので期待してください。

○岡崎委員 期待します。

○川村委員長 31年を目途に、5年後、5年のスパンの計画ですから、ここで待機児童ゼロにした  
いと。児童数は、これは推計から言うと減っていく中で、潜在的なものがどれだけつか  
めるかというところは非常に難しいところではありますけれども、まずは27年4月の  
待機児童、少しずつ減っていくような形の計画はつくっていきたいというふうに考えて  
おります。

○三橋委員長 すみません、僕のほうからもいいですか。

理由なんですけど、理由とその延伸の関係がちょっと若干わかりにくいなとかって思

ってるんですね。要は、待機児童とか子ども・子育て会議があると何で延伸になるのかとか、あるいは施設整理の計画を全体的に見る必要があるとかっていう話があったんですけども、それについて、むしろそういった中身について、それがちょっとこの協議会なりペーパーとの関係で影響してくるんじゃないかなというふうに思えるところがあったんですけども、まず1点目の、今まではむしろ子ども・子育て会議があるから早くしなきゃいけないという説明だったのが、逆に今回は子ども・子育て会議とか待機児童があるから延伸しますといったところのこの理屈の整理、ないしは今施設の更新とかもあるんで、それがあって2年間延長しなければいけないといったところをもうちょっと説明していただいてよろしいですか。

○川村委員長　そうですね、大きなところで言いますと、この業務の見直しというのはそもそも第3次行財政改革大綱、これに基づく市の大きな計画の中の一つの見直しということの観点から言えば、やはり一定財政的な効果というのも一つ打ち出さなければならないことなんです。

委員さんのほうからも、かねてより財政効果の部分も資料としていただきたいというようなご要望もある中で、なかなか今我々が提案させていただいてるのは業務の見直しということですので、公設民営という形で一定提案をさせていただいて、それを民設民営に移行するというような、こういう提案の内容なんですけれども、ここについて財政的な効果がどのくらいあるかということを試算をしたときに、なかなか財政的な効果がそれほど見出せないという、こういう現状も実はあります。それで、施設の老朽化のことから申し上げれば、やはり公設公営というのはもう一切国からの補助は全くないわけですね、2億円ぐらい負担がかかってしまいますけれども、民設民営ですと一定その民間さんの負担で市は負担が少ないということになりますので、この辺が非常に大きいところですよ、やはり。

この老朽化が進んでいく中で、一定施設の改修等も建てかえも含めて考えていかなければならないというもろもろのところも考えたときに、一定市として保育行政を市の全体の中でどういうふうにビジョンを立ち上げていくかという、ここがやはり必要になってくるのかなというふうに思っているところであります。ですので、今現在は提案内容は変わるものではございませんけれども、我々としても一定新制度に伴う財政負担も勘案しまして、市としての全体的なビジョンを考えていきたいというふうに思っているところです。

○岡崎委員　すみません、ビジョンってもうあるんですね。

○川村委員長　　今さらということをおっしゃるんですけども、ビジョンはもちろんありますけれども、ただ明確に方針という形でつくっているものがないんですね。

○岡崎委員　　ああ、ないんですか。

○川村委員長　　ですので、そこは他市においては、例えば公立保育園のあり方等も含めた形の、一定方針というものを明文化したものがあつてはいいんですけども、小金井市の場合はそこがまだできていないという、その中で公民の役割ですとか、その部分もきちっと考えていきたいというふうに思っています。

ですので、他市の例をとりますと、やはり一定その考え方を持っていて、何年に何か所委託したいんだというふうにほんと立ち上げるところもあります。でも小金井の場合は、やはり課題の解決に向けて業務の総合的な見直しから入ってるわけですね。ですから、そもそもの入り口が違ってるわけですので、やはり丁寧に公民の役割についても今議論をしているところですので、ちょっとそのスタートの部分が違ってくるのかなと、ほかの他市さんに比べるとね。

○三橋委員長　　いやいや、ごめんなさい、それは会議の進め方の手法の違いであつて、ゴールが同じということであれば、議論すべき中身はある程度一緒のほうがいい。

○川村委員長　　まあ、そうですね。ただ、市民参加、市民参加と言われてる中で、行政が一方向的にこういうふうにしたいというふうの方針を打ち出して、強硬にやるという方法もあるかもしれないけれども、小金井市の場合は一定職員団体との丁寧な協議、また、市民の方との、ユーザーの方との丁寧な協議という、そういう手法をとっているということですね。

○片桐委員　　ちょっといいですか。

○三橋委員長　　はい。

○片桐委員　　さっきの話だと、公設公営でやると一切お金おりません、もちろん。その前に、第3次行革に基づいてやって、財政効果がどれだけあるかを示さなきゃいけない中で、今の到達では、今調べる、考え、いろいろこねくり回してやった結果、財政効果はほとんどないということになっている。公設公営でやると国から補助がない、民設民営にしたら補助がある。だから、要するに国がお金出してくれないから、公立でやってる限りは金出してくれないから施設整備をするなりなんなりのお金を捻出するために委託しますということですよ、今の話。要するに、保育業務の見直しと言ってるけれども、やっぱりすごいいいねというふうになったときに、この話、とまるんですか。財政のところは解決しないわけじゃないですか。

全体的に見るといふことでは、ちょっと僕も全体を知らないものであれですけど、例えば保育のほうにそうやって補助が出なくなりました、だけどその自治体がやっている全然違う業務の中で今までなかった補助が出るようになったところとかも実はあったりするのかなと。だとしたら、補助の出ないところには地方行政がそこにお金を捻出す以外にないわけですよ、それは。ほかのところに出るようになってるところがあるんだとしたら、じゃあそっち減らして、そっちは補助が出てるんだからそっちはそのお金でやって、出てないところにお金回しましょうということをやらない限り、全体として市民サービスは後退していく以外にないという結論になるんじゃないかと僕は思うんですけど。

全体を見るというのは、どこまで全体を見るのか、その市内の保育だけを見るのか、市がやってる業務全部を見て、精査してお金をそっくり動かすのか、今まで保育にこれだけの予算組んでたんで、この中でやってくださいと言ったら、それは補助金があったところが出ないとか、もらえるものがもらえなくなるとかということがあるとすれば、これは破綻しますよね、当然。だから、保育業務の見直しというのは、やっぱり取ってつけた内容であって、そもそも公立で、公設公営でやってると、補助金が出ません、民設民営にしないと補助金出ないという国のそのものに振り回されてるといふことなのかなと思う。

○三橋委員長　ほかでご意見とかいいですか、もしも追加であれば。

僕、片桐さんが今お話しされたところと、前の会のときもちょっと話ししましたけれども、ちょっと今、部長さんがおっしゃられた中でも、口頭なんでまたちゃんときちんと今総合的な見直しについての資料を用意してほしいと、それは財政のことも含めて言ってると思うんですよ。その中で、話としてあるのは、前々からこのペーパー出てきたときに公設民営が提案されていて、その後、民設民営になりますと。その意図というのは、片桐さんおっしゃられたとおり、やっぱり昔からよく公設民営という話があったけれども、以前は公設民営でも補助金が出ました。でも、もう最近では民設民営じゃないと補助金が出ませんというところで、そういったところの意図があるなというのはある程度見えていた、ペーパーではあったわけですよ。

ちょっと先ほどのお話の中では、やっぱり公設民営では財政効果が余りでないといふところとかというの、そこも結構ポイントだとは思いますが、そういったところが具体的に市のほうでそれなりに試算なり考えなり持っていると思われるんですよ。と思われるというか、ちゃんときちんとそれが数字として、どういった数字なのか整理す



- 鈴木委員 直接的に2年間延長することによって待機児の解消であったり、そういったもろもろのことが解消されるという意味ではなく、そちらのほうにも一定注力をする必要があるということですので、諸課題いろいろ抱えてる中で職員団体と丁寧に協議をしながら、諸課題のほうも解決していきたいという。
- 三橋委員長 要は待機児童とかなんとかの解決策との絡みでこの協議会の議論の仕方が変わってくるとかそういうことではなくて、単なる事務的な作業として多少分散をしたいので変えたり、そういうことで理解していいんですか。ちょっと、要は中身によって変わってくるものなのか、それとも単なる事務の観点で変わってくるかによって、やっぱり位置づけなり理屈、この協議の場での考え方というのはちょっと変わってくるのかなと思ったりしたんですけど。
- 川村委員長 そうです、何て言ったらいいのかな、スケジュールの延長につきましては、先ほど来ご説明させていただいてることのように、丁寧に職員団体のほうと協議を進めていきたい。今後、27年4月以降、新制度がスタートする中で、いろいろ費用的な部分も増加していくところもございます。そういうのもまだ全然見えない部分もあるんですけども、そういうのを見きわめながら進めていきたいという考え方というふうに思うんです。
- 三橋委員長 じゃあ見きわめながら考えていきたいということだということなので、ちょっとその見きわめによっては協議の中身は提案なり内容というところも影響がある可能性がある、そういうことですよ。
- 川村委員長 具体的にこの新制度というのは4月から始まるものですが、かなり大きな制度変更であります。国のほうは、これは保育だけではないんですけど、保育に関して言えば量と質の拡充、これがやはり一番大きなところありますので、やはり待機児童も当然解消というところで、財政的な負担もかなり地方自治体のほうには負担が大きいものでありますので、この部分についてはやはりお金のことになってしまうんです。財政のことになってしまうと余り直接保護者の皆様には関係のないことかもしれませんが、かけるところにかければいいという、そういうご主張は当然なんですけども、やはり一定その限られた財源の中でどういうふうに活用していくかというのは、これはやはり我々としても一定大きな課題である中で、もろもろ財政効果等も勘案しながら、さまざまところで検討していきたいというふうに考えているところです。
- 片桐委員 すみません、さっきのその理由で、何だ、新制度と待機児童の関係が理由に上がるといことになると、丁寧に話すことによって新制度がうまくいき、待機児童が解消されるということになるのか、これをやってたから、労使のその話をやってたからこれが進

まなかったのか、どっちですか。理由に上がるというのは関係性があるわけですよね、そこには、労使の交渉をやったから、新制度や待機児童のことがちょっとおろそかになっちゃったので期間を延ばして取り組みますという話なのか、丁寧にやることによって新制度への移行と待機児童の解消にめどがついていくんですっていうことなのか、理由に上がるということはそういうことですよね。

○三橋委員長 待機児童の話はどっちでもなくて、市が今言ってきたのは、そういった待機児童とか、あるいは何か子ども・子育て会議があるので、そういったものやっていると、我々の協議の中身にも影響がしてくるでしょうと。だから、因果関係という意味で言うと、こちらが向こうに影響を与えるのではなくて、あるいは与えたのではなくって、待機児童とか、あるいはコストがいろいろ論議が出てくるんで、それを見つつ総合的な見直し…。

○片桐委員 いえいえ、うち、ここの協議会の関係じゃないでしょう。だから、さっき言ってたのは、労使のお尻を29年の3月にしたわけですよね。その理由として、その労使のほうの協議のお尻を延ばした理由が新制度と待機児童の関係だということであれば、そのこと、そっちの話をしてたから新制度と待機児童のことがおろそかになったのでお尻を延ばして丁寧に議論をしてやりたいと言ってるのか、丁寧にやることによって新制度と待機児童の問題に解決がするんだということなのか、どちらですかということを知りたいんですけど、僕は。

○三橋委員長 もう一回、説明してもらっていいですか。さっき課長さんなり部長さんが言ったことですか、多分、片桐さんとちょっとずれてるかなというふうに思いましたけど。

○川村委員長 直接的な関連はないんです。ただ、全体的な財政負担を強いられるこの新制度、大きな改革になりますので、総合的に考えていきたいという、直接これやってるからおろそかという、そういう関係ではないんですね。これも一つの大きなところですよという……。

○片桐委員 いや、だとしたら、それはもうあれじゃないですか、自己破綻してるというか、だって27年の4月から新制度が進んでいくことと待機児童問題があったにもかかわらず、27年の3月にお尻を切って提案したわけじゃないですか、そもそもね。直接的には関係ないけれども、その問題があったので、あるので、総合的に見たいのでって、じゃあ今まで総合的には見てなかったということをおっしゃられてるということでもいいんですか。

○川村委員長 そのスケジュールどおりにいかなかった大きなところというのは、やはり労使の協議

が十分できていない、運営形態の見直しに至る協議に至ってないと、そういう……。

○片桐委員        じゃあそれが理由じゃないですか。

○川村委員長     そういうことです。

○片桐委員        29年の3月までの延ばしたのは、その新制度だとか待機児童だとか、園舎の問題だとかじゃないわけでしょう、理由は。違うんですか。

○川村委員長     結局、こういうことがあるから市がきちっと考えを示したいというような結論になってるんですね、先ほど申し上げたのは。労使の協議が尽きてないということが、これは一つの大きなところなんです。協議が調っていれば当然実行に移されたかもしれません。ただ、その中で、市がもろもろの、もちろんこの運営協議会の議論もそうですけれども、施設更新等のさまざま、先ほど諸課題についても複合的に参酌して検討していく必要があると、公立保育園のあり方も含めて保育施策全体を検討していきたいという、そういう考えから延伸をしたいということを申し入れたということなんです。ですから、直接これはできなかったからこれとかっていうことではなくて、こういうことも鑑みて市としてこういう考えで検討したいということをお示ししてるんですね。

      ですので、労使協議が調っていないというのが、これは当然の理由です。ですから延伸を申し入れたんですね。ですけれども、さまざまなことを勘案、参酌して、市はもっと保育行政全体をきちっと考えを示したいというところで労使の合意が調ったと、今回確認事項が調ったということでご理解いただければいいと思います。

○片桐委員        そうすると、労使の協議の中でいろいろ議論をしてきた中で、この新制度とか待機児童のことをもっと深く、よく議論をしないと合意にできないよねっていうところに至ったということですね。

○川村委員長     それも一つあります。ですから、今後そのことについても協議を丁寧に進めていく必要があると思います。それは財政面でもそうですし、新制度によって公立保育園のあるべき姿、役割等もこれは協議をしていく内容だというふうに考えてます。

○片桐委員        だから、要するにこれが理由じゃないわけですよ。いろいろ提案をして議論をしてきたけれども、こういうことをもっとよく見ないと合意には至らないということを市のほうがそういうふうに考えたので、その期限をこれだけ延ばしたいという提案をして、組合の側がそれを合意したということですよ。

○川村委員長     そうです、はい。ちょっと違うかなというふうに思いますけど。

○三橋委員長     まあ、労使の中でどういう協議でどういうふうに延ばしたかというところについては、それは正直、この運営協議会の中で、もちろんその中で保育の中身に関することについ

ては我々関係ありますけど、その期限についてどういうふうに協議したのかということについては、それはそれでやっていただいているという話です。

○片桐委員　もちろんそうですよ。だから、僕は別に期限がいつになったかということをお願いするわけではなくって、市のほうがどういうふうに保育の問題を考えるに至ったのかということを確認したいわけですよ、僕は。

○三橋委員長　そうですね。その点は、おっしゃるとおり。

○片桐委員　だから、今まで私たちは……。言葉を選ばないと。市の側はこういうふうに提案をしてきたけれども、私たちがこうやりたいと思ってたことよりももっといろいろ考えなきゃいけないことが見えてきた、それが新制度や待機児童のことを、新しいことが始まったり待機児童がどんどんふえたりしていく中で、そういうことをもっともっとよく研究をしてやらないと結論が出ないというところに市が気づいたから延ばす提案をした。要するにそこが理由ですねっていうことを、理由は大事なわけじゃないですか、延ばしたというのは、いつまで延ばしたかはどうでもいいわけですよ、僕は。2年延ばそうが3年延ばそうがね、10年延ばそうがどうでもいいわけですよ、そういうことで言えば。だけど、市のほうは延ばしたいということを提案したわけだから、そこに理由があるわけですよ。その理由が何だったのかということところが、今、市が保育についてどう考えてるかという立ち位置なわけだから、それがわかんなかったら議論にならないわけですよ、それは。だから、僕は今、どういうことが理由なのかということを確認したいわけですよ。

○三橋委員長　理由は大事、ですので僕も繰り返し今、ちょっと何度も同じような話で恐縮ですがして、片桐さんがおっしゃるとおりで、今言った待機児童なり、この会議だけ新制度ですよ、ということというのがやっぱり総合的に見直しする中では大事だということ、ある意味、このペーパーが出るときには当然わかっててしかるべきだということな内容だと思いますし、この運営協議会の中では子ども・子育て会議の議論も含めて並行してこの中でも関係しているところはやっていかなきゃいけないし、待機児童のことについても議題として工程表つくるときにその中に入っていたと思うんですよ。やっぱりそういったところも勘案して議論をしていかなきゃいけないよということは、我々の中では最初からもう言っていた話だとは思っていますよ。だから、ここで改めてこういったことを言ってきたということというのは、そういったところというのを労使協議でも追認したというのか、あるいは、わかってたのかわかってなかったのかちょっとわかりませんが。

○片桐委員　　でも、公的にはわかってなかったっていうことでしょう、それは。わかっていないという立場に立っていたときに提案したということじゃないですか、それは。わかっているのに提案してたらさ、それはよっぽど、普通で言ったら怠慢でしょう、そんな職務。だから、わかってなかったというのを公式な立場でいいんですねという、わかっているわけじゃないですか、それをわかる理由にするんだったら。そうでしょう、理屈は大事なんですよ、ここは。論立てはちゃんと、これを理由にするんだったら、そういう立場だったということを市が明確にするということですよということも僕は言ってるわけだから。

今、その提案したときに市がどういう立場に、どういう考えに立ってたのか、それが今議論を進めてきた中でどういう立場に変わったのかっていうところが理由なわけだから、だからそこをちゃんと確認しないと、本当にこれが今まで議論をしてきたことが僕たちが伝えようとしてたことが伝わってるかどうかすら疑問になってくるわけですよ。

○岡崎委員　　伝わってなかったんでしょう。

○片桐委員　　ということですよ、要するに。

○岡崎委員　　簡単に言えば、伝わってないから2年延ばすことになっちゃったわけですよ。

○片桐委員　　だから、さっきの理由がどっちにつくかに、どういう関係になるかによって、それこそ労使の交渉をやったから待機児童のワーストをたたいたんですかという話になるわけじゃないですか、これが理由になるんだったらね。だから、どういう理由なのかというところは非常に大事なところなわけですよ、それは、これを理由にするんだったら。

○岡崎委員　　それと、もういいですか、僕も続いて。

それと一方では、協議は勝手に市がしてるわけじゃなくて相手がいるわけで、職員団体のほうの受けとめ方というか、当然エンドの日はわかってたわけで、合意の上で協議を進めていったわけだから、何ていうのかな、市はさっき言ったように余り考えがまとまってないから延長したいよと、議論したいよと、でも職員団体は、いや、もう絶対3月で終わるのよと、私たちのもう考え方ってこれ以上変わらないからっていうものだったにもかかわらず、でも2年延長したのか、いや、そうだな、やっぱり2年延長しとこうかみたいな形でお互いの合意を得て2年延長したのかにもよって違うじゃないですか、やっぱりね。だって、市は勝手にやってるわけじゃないから。

○片桐委員　　そもそも、でもその職員団体のほうは27年3月に業務の見直しで委託するというときには合意しないという立場に立って議論をしてたわけですから、それも議論が尽くせなかった結果なわけですよ。

○三橋委員長　　僕はちょっと、その職員団体の立場を断言する立場では全然ないので、またちょっと

この協議、何だ、ここの場でそれをほじくるのもどうかというところがあるんですけども、どちらかという、職員団体の立場という園の先生方のところで話せるというか、しゃべれる範囲で、もしコメントあればという感じだとは思いますが。

○片桐委員 正直、主張として一貫してるのか、一貫したものがあるのかどうかだけでも知りたいですよ。

○三橋委員長 それは期日に関して。

○片桐委員 主張に関して。だったら、これはずっと、だって訴えることが一緒なんだから、それに議論を重ねていくわけで。相手は結論出て、一方は結論出てないと、やっぱり結論出ないんで、結論が出ない同士が話ししたら、やっぱり2年延長しようが何年しようが変わらないんでね、そこは非常に重要なところだと思いますけど。

○三橋委員長 何かコメントあります。

○片桐委員 要するに、その延期した理由を取ってつけたようなことをするとわけのわかんない話になるので、そこは腹を割って、ちゃんと正直に出してもらわないと、詰めていけば本当に市の立場はひどいものになりますよっていう感じですけど、私からすれば。

○三橋委員長 それはわかります。僕も理由は大事だと思うんで、そこはちゃんときちっと整理していただく方がいいなというふうには思う次第なので、その点についてはきちんとどういうような理屈なのかというところはちゃんと整理しておく必要はあるのかなというふうには思いますね。

○川村委員長 この間、17回ほど拡大事務折衝というのをやってるんですね、職員団体と。当然、冒頭の提案の資料1でお出ししているこの内容について、これは当然、その拡大事務折衝というのは組合、労使の協議ですけども、課題について共通の認識を持って、この課題について協議をしましょうと、民間委託の提案では受けられないと、これは組合、労使の関係で、業務の総合的な見直しについて協議をしましょうという、これは労使の当然確認のもとに始めたわけですね。この間、課題についての協議をしてまいりました。27年3月までに終えて、27年4月からは新しい運営形態でというような、そういう提案をもってこちら側は臨んでいるわけですけども、当然、協議の中でそこには至っていないと、協議が尽くされていないということで今回延期の提案をお出ししたと。これについては、職員団体も確認事項として協議期間の変更のところ丁寧に協議を進めるために課題解決に向けて延長をするということで、これは覚書を取り交わしたという、そこに尽きます。

市としての考え方は、先ほど申し上げたようにさまざまを勘案して検討を、市として

の考え方もきちっと示したいと、そういうことで、そういう立場であります。ですから、今その考えをお示しすることにはなりませんけれども、それは一定の時期に市としての考え方も再度、今後、先ほど申し上げたことを検討をしてお示しをしたいと。その中で、大きな一つとして公立保育園のあり方、役割というのもこれは当然必要なことでありますし、今後役割も位置づけていくことが必要だというふうに考えています。

○三橋委員長　　ちょっとすみません、これ、本当にもう一般的な素人が見てもというか、僕が普通に思っても、最初の提案で27年3月までに結論に出すということ自体、もう普通にいつて無理な話で、保育の質がどうなるかとか、あるいは財政効果もまだちゃんと出てきてないし、そういった中で議論することでは、ちょっと若干無理があるのかなというところは片桐さんがおっしゃるがとおりだし、皆さんも思ってるとおりなんですよね。

今その中で2年延期する理由として、仮に取ってつけたとしても、ちょっと2つ新しい課題というか視点が、新しいというか、あえて今ここで出てきたものが出てきて、それに対して待機児童なり新システムですね、これは影響を受けるのは当然だと思いますけど、じゃあそれを今ここで改めてそれについてコメントがあり、それについて当然、労使の中でも議論されれば、この中でも議論されなければいけないことが出てくるでしょうと。あるいは施設の更新に関することについても、施設の更新に関することって簡単ではないんですよね。僕は市のほうで施設白書をつくったりとか、その経緯とかいろいろと聞きますけど、物すごくこの施設の更新に関する計画とか考えとかって大変なんです、公共施設の配置計画なり、そういうのって。それが、この後2年間で保育園のことまでしっかりと計画が出てくるのかどうか。もちろん計画自体はあるとは思いますが、それが具体的になるのかどうかとか、今でもちゃんと施設白書の中のコメントに保育園のことも書いてありますけど、でもそれがこの2年間でどうなるのかとか、あるいは保育課のほうでその考え方なりがそれに向けてどう整理されるのかということについては、ちょっとどこまで進んで、どこまで議論ができるかちょっとわからないんですけれども、でも、逆に言えばそういったところが出てこないと総合的な話ができないってところを今市のほうで認めたということであれば、逆にそういったところの考えてというのをやっぱりどんどん事務としてやっていく必要があるというか、なかなか最初の財政効果のところさえ、まだ数字なり具体的なものが出てこないし、もちろん我々の中ではそこだけを議論するわけでもなければ、そこがメインの議論でもないわけなんですけど、でもそういったところがないと話としても進まないところも当然あるという中で、ちょっと議論が平行線というか、なかなか空回りしているところがあるんじゃない

いかなと思ったりします。

どうしても何か、言葉のちょっとした一つ一つに対する整理の仕方というか、組み立て方というところが、若干というか、大分まだちょっと曖昧なところがありますし、例えばこれの文書を1つもらったとしても、これ、普通の父母にはわからないですよ。逆に、これ、組合と合意しましたから、組合とはこういうふうになりましたということの文書であって、これで言う総合的な見直しの資料のスケジュールまで変わりましたとか、その提案が変わったとかということってというのはやっぱりわからない。変わったんじゃないけれども、でも実質的に総合的な見直しの資料1というのは、この文書をもってその期間というのはリバイスされたみたいな形になってると思うんですけど、なかなかちょっとそこら辺のこの解釈なり、理解の仕方というのがずっと腑に落ちるものではないんですね。

だから、提案が変わったわけじゃないけれども、協議の期間というのは変わっている。スケジュール案は出ているけども、そのスケジュール案自体は取り下げたわけではないみたいな、そんな感じのことだと思うんですけど、非常にちょっとわかりにくいところがあるので、ずっと資料をリバイスされればとか、あるいはこの資料はこういうふうのリバイスされましたという文章あったらわかるんですけど、こういった職員団体との資料が合意しましたというのが出たことによって、さっき片桐さんが言われる普通の父母が見て、これがリバイスされたんだなということがわかるのかどうかと、ちょっと難しいかと。でも今、我々のほうとして議論として進めていくという観点、進めていくというか、もう一度立ち返って整理するとすると、我々がやっている運営協議会自体はやるべきことを粛々とやっていくというか、工程表自体、今話が出てきた観点というのは当然織り込んでいるし、何だ、スケジュール自体に関しても別に労使の協議が2年間延びたからといって我々のほうで何か変わるという話ではないのかなというふうには思いますが、ちょっと市のほうが今いろいろと提案するなり協議をしていく中での事務というか、協議の進め方なり、資料なり整理の仕方については、ちょっと我々のほうも注意というか、きちんと確認するところは確認してやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうには思った次第です。

今何か、大分まだぼやっとしてるところありますけど、大丈夫ですかね。

○岡崎委員 何か、5月にお願いしたカウンターが出てないですもんね、そういう意味ではね。

○三橋委員長 そうなんです。そうすると、だから逆に言えば、僕自身もきょうこういう話が、期間の延長なりそういった話がある中で、こういう話があるのであれば、そういったもの

セットで当然議論がされるべきだきは思うんですけど、ただ、先ほど言ったように口頭では数字が余りないとかなんとかというのが言われたりはするので、ちょっとちゃんとそのあたりは資料というか整理した上で出していただくということが大事なのかなと思ったりしますし、それがほかのところ言っている数字と小金井の部、原局、現場が出す数字と何がどう違うのかというところをしっかりと整理して言うことが必要なんじゃないかなと思うので、やっぱりこの場できちんとそれを確認する、一番ユーザーなり現場に近いところがちゃんと数字がわかりませんか出せませんかというのがおかしな話なので、ちょっとそこはしっかりと整理して、別に我々だけじゃなくて、そういったいろいろな機関とかにも示せるような数字を出すべきだとは思っていますので、やっぱりそこをしっかりとまずやっていただくということが大事かなというふうに思います。

どうぞ、はい。

○寺地委員 小金井保育園の寺地ですけども、保育業務の総合的な見直し、方針についての意見書の回答は、労使協議で決まったことが先で、それに決まって、それが決まったことがその後意見書の回答として出される流れなのか、そう捉えていいんですか。今までこの意見書の回答は出なかった理由というのは何なのか。

○三橋委員長 意見書って、我々が出した意見書。

○寺地委員 そうそう、そうそう。

○三橋委員長 それが出なかった理由、何ですかね。

○鈴木委員 すみません、数字的な部分について、ちょっとまだきちんとした形で整理できてないというところがありまして、提出できていない状況がございます。そのあたりについては、なるべく早い時期にお出ししたいなというふうには思います。

○寺地委員 すみません、小金井保育園の寺地です。

でも数字だけの意見書じゃないと思うんですけど、それ以外も……。

○鈴木委員 それ以外の部分についても、まとめて出したいと思っていたので、いろいろ、考え方に関するご質問もあったかと思うんですが、それについても一定整理して、まとめて出したいというふうに考えています。

○寺地委員 数字が出せないから、そっちは出せなかったということ。

○鈴木委員 まとめて出したいというふうに考えてたところですね。

○寺地委員 じゃあ、また今後はすぐ出るかもしれないし、出ないかもしれないみたいな、そういう流れ……。

○鈴木委員 なかなか要求されてから時間が経ってしまい申しわけないと思っております。こちら

の協議も円滑に進めていくためには必要な資料だと思いますので、早急にまとめて出したいというふうに思っております。

○三橋委員長 総合的見直しの話はかなり我々の立ち位置に関係してくるんで、ちょっと大事なんで大分時間としてはしまいましたけれども、よろしいですかね。

何か、委員の先生方から何かコメントなんかという感じですけど、よろしいですか。何か、ここだけはとか、あるいはちょっと逆に協議する中で、ポイントとしてありますみたいなのがあれば。

杉山委員、何かあります。

○杉山委員 じゃあ、どう言ったらというのがあるんですけども、拡大事務折衝のほうでは、今は本当に主に延長保育なら延長とか、障がい児保育の拡充であるとか、休日保育をどう考えていくかという、細かいところでの話を一つ一つ詰めてるところなんですけれども、特に市のほうからはこういう形でっていうふうなきっちりしたものをおろされてはいたなくて、私たちがどう考えていくかというところがあるんですけども、私たちとしては今やっている延長保育のこと、障がい児保育のこと、やっぱり今の保育に対しての思い入れもありますし、やっぱりこれを守っていききたいという気持ちもすごくありますので、そこを壊さないで拡充していくにはどうしていかうかというところではかなり各園でも検討を、この辺のレベルですけど重ねているところです。

なかなかこれがベストだねっていうものは、私たちの中でもまだ出ていないですけども、こういう形ならどうだろうとかか幾つか出していますが、それに対して市のほうとはなかなか協議する時間がやっぱり短いんだと思います、一つ一つするのも。お互いに意見を出し合ってなかなか到達にはいかないというのは事実であって、例えば27年の3月でって1回切られていましたので、スケジュールとして、私たちとしてはそこも非常に気になっているところでした。そこで労使の話は終わるんじゃないかというもありました。

私たちとしては、やっぱりこのまんまの考えの中で新しく保育の拡充ということは難しいだろうというふうには思っていますし、そういう意味では、そこを丁寧に検討していくというところでは合意をしたというところがあると思います。運営形態の見直しというのは大きく私たちの頭の中にはありますので、そういう意味でも、そこで切られるのではなく、引き続き話をしていく余地があるっていうふうにも捉えています。

補足をしてください。

○三橋委員長 よろしいですか。じゃあ、これについては……。

- 川村委員長　　そうですね、はい。  
それでは、保育業務の総合的な見直しについては終了いたします。  
次に、(3)の平成26年度小金井市立保育園父母の会、意見・要望等についてを議題といたします。
- これについては資料説明ですね。ちょっと時間がもう迫っているので全部は……。
- 鈴木委員　　どうでしょうか。
- 川村委員長　　……はもう……。
- 三橋委員長　　時間が許す限りという形で。
- 鈴木委員　　じゃあ、簡単にちょっと。
- 川村委員長　　次回に回すのでも……。
- 鈴木委員　　次回に回しますか。
- 川村委員長　　どうしますか。
- 三橋委員長　　次回にしましょうか。
- 川村委員長　　ごらんいただいております、次回に回しましょうか。
- 三橋委員長　　その方向でいいですか。もしもあれだったら、ちょっと中途半端になっちゃうところはあるので、これは読んでおいていただいて、我々の中でまだこの会については議論は出てないので、じゃあ1回、今回は市からこういった回答が来たというところで次回に回しましょうか。
- 川村委員長　　よろしいですか。それでは、これにつきましては次回に送るということにいたします。  
それでは、次に(4)の当面の課題を議題といたします。  
職員の募集、配置状況、資料の55の説明をお願いします。
- 諏訪委員　　すみません、それでは職員の募集、配置状況について、資料55で今回お示しをさせていただいたところですが、前回お配りしました資料53、差しかえ分についてもここで一緒に説明させていただきたいと思います。  
保育課の諏訪です。  
まず、すみません、①の臨時職員につきまして、11月4日現在のほうの行なんです、そちら不足時間の合計額が誤っておりまして、大変申しわけございません、こちらに差しかえさせていただきたく、今回お配りさせていただきました。  
また、本日お配りしました資料55につきましては、4日から26日の間で動的にはちょっと現状としてない状況でございます。ただ、くりのみの3行目ですが、米印2につきましては12月1日から37.5時間のフルでの配置を予定している状況でござ

います。

②の朝夕パートにつきまして、こちらはちょっと募集をしているところですが、現在応募がない状況で、引き続き募集を行っていく状況になっております。

以上でございます。

○三橋委員長 ほぼほぼ動きがないということですね。というか、全然動いてないということですね。

○諏訪委員 そうですね、はい。

○三橋委員長 わかりました。

今回も、だからずっと募集はかけてるんですよ。

○諏訪委員 はい。

○三橋委員長 何ととっても、やっぱりもう応募が来ない状況だということで、何か市報とか出すと反応があったりとかするという話にもありましたけど……。

○諏訪委員 そうですね、はい。

○三橋委員長 今回、市報とかに出したりとか、そういったことは。

○諏訪委員 しております。

○三橋委員長 してるけど、今回はなかったんですか。

○諏訪委員 あった部分もあるんですけど、実態に即さないとか、そういったことのお問い合わせどまりとか、お話しはいただいているところではありますが、ちょっとなかなか雇用までに至らないような場合がございます。反応自体は、やはり市報が一番ある状況でございます。

○三橋委員長 何かご意見とか疑問とかありますか。

○川村委員長 よろしいですか。それでは、(4)当面の課題については終了いたします。

それでは次に、次回日程の確認でございます。

ちょっと若干休憩いたします。

休 憩

再 開

○川村委員長 それでは、再開いたします。

次回の日程は、12月25日の午後7時半からと決定いたします。場所につきましては、追ってご通知を差し上げます。

それでは、若干早いですけれどもよろしいですか、終わって。

○三橋委員長 特にこれとって何か。

○川村委員長 特に何か、大丈夫ですか。

○三橋委員長 よろしいですか。なければ、じゃあちょっと若干早いですけど。

○川村委員長 それでは、ちょっと早いですけれども、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

大変お疲れさまでございました。

閉 会